

市営住宅 よくある質問（FAQ）

申し込みについて

Q1	どのくらいで入居できますか？
A	入居申込みから<u>約1ヶ月程度</u>かかります。 申し込み → 入居審査 → 入居(仮)決定 → 契約書類提出 → 入居決定 → 鍵引渡し ・入居(仮)決定～契約書類提出までは、原則10日以内に行わなければなりません。 ・入居決定～鍵の引渡しまでは、原則15日以内に行わなければなりません。
Q2	部屋の中は見れますか？
A	募集中の部屋に限り、申し込み前に内見可能です。事前に都市住宅課へご連絡ください。
Q3	郡上市外に住んでいますが申し込めますか？
A	市外の方でも申し込み可能です。ただし、入居資格の条件（住宅困窮者であること、所得基準内であること等）はすべて満たす必要があります。
Q4	年金暮らし（無職）ですが申し込めますか？
A	申し込み可能です。市営住宅は住宅に困っている低額所得者の方々のために提供される賃貸住宅ですので、収入の下限による制限はありません。ただし、入居したあとは家賃を支払っていただく必要があります。また、支払いが滞った場合は部屋を明渡していただきます。
Q5	婚約中ですが申し込めますか？
A	入籍の3か月前であれば申し込めます。ただし、鍵の引き渡しは入籍が確認できた後になります。また、申し込みから一定期間が経過すると鍵の引き渡し前でも家賃が発生しますのでご注意ください。申し込み時に「婚約証明書及び誓約書」の提出が必要です。
Q6	連帯保証人は必要ですか？
A	条例改正により、令和5年12月22日以降の入居から連帯保証人が不要になりました。ただし、緊急連絡先及び身元引受人を用意して頂く必要があります、できるだけ親族の方（同居人以外）で郡上市内または郡上市近郊に居住している方としてください。

よくいただく質問をまとめました。「申し込み案内」と併せてご確認ください。

Q7	所得が多いですが入居できますか？
A	家族構成や扶養控除等によって入居できる場合があります。【申し込み案内】に参考例、計算方法が掲載してありますのでご確認ください。 また、『特定公共賃貸住宅』は中堅所得者層向けの市営住宅となりますので、月額所得が158,001～487,000 円の範囲となる方が入居できます。併せてご検討ください。
Q8	抽選はありますか？（優先入居について）
A	新規募集の部屋は申し込み期間が決まっています。期間中に複数の申込みがあった場合は、入居審査後に抽選を行います。抽選にはご本人もしくは代理の方がお越しください。 入居審査の結果、住宅困窮度合が高い者がいた場合は抽選を行わず、その方が優先的に入居決定となります。
Q9	敷金・礼金はありますか？
A	敷金は決定した家賃の3ヶ月分です。（特定公共賃貸住宅は近傍同種家賃の3ヶ月分） 入居前の指定日までに納める必要があります。 礼金はありません。
Q10	駐車場はありますか？
A	1～2 台の駐車が可能です。住宅・団地によって駐車可能台数・駐車料金が違うため、詳細は都市住宅課へご連絡ください。
Q11	動物を飼うことはできますか？
A	一時預かりを含め、禁止しています。
Q12	自治会には参加しなければいけませんか？
A	住宅の自治会への加入が入居の条件となっているため、自治会費の支払いや自治会行事への参加が必要です。市営住宅は共同住宅であり、快適な団地生活をおくるため入居者が相互に協力しなくてはならないことがたくさんあります。ゴミ集積所の管理や清掃は自治会が担っていることや、防災面の観点から参加していただくようお願いします。 また、共益費については自治会活動に関係なく支払い義務が発生します。

よくいただく質問をまとめました。「申し込み案内」と併せてご確認ください。

Q13	家賃・駐車場代以外に費用はかかりますか？
A	電気・ガス・上下水道・共益費・ケーブルテレビ・NHK 受信料等はすべて入居者の負担となります。 また、共益費が別途かかります。外灯、階段の電球、エレベーターなどの電気代、共用の水道代等、共用部の公共料金にあたるものです。金額や支払い方法は各住宅・団地によって異なる為、入居の際に住宅・団地の管理人（班長）へお問い合わせください。

住宅・設備について

Q14	設備はどんなものが備わっていますか？
A	住宅によって設備の有無が異なります。室内照明・カーテン等も入居者で設置が必要な場合があります。申し込み前に必ず内見でご確認ください。

Q15	風呂がついていない部屋は自己負担で設置しなければなりませんか？
A	浴室はありますが風呂釜・浴槽が設置されていない一部の住宅・団地がありますので、入居者負担での設置が必要です。設置費用はガス業者によって異なりますが、20 万円以上必要となってくる場合があります。また、退去時には自己負担で撤去する必要があります。

Q16	エレベーターはありますか？
A	大和地域の『西団地』『西第 2 団地』『剣第 2 団地』のみ設置されています。

Q17	退去するときにかかる費用はありますか？
A	退去時は持ち込んだ設備・家具等を全て入居者負担で撤去する必要があります。また、畳の表替え・襖の張替え・障子の張替えが入居者の全額負担で必要です。和室が多い部屋は退去費用が高額になる場合があります。

入居後

Q18 入居後に家賃は変わりますか？

A

毎年、家賃算定を行うため、所得の増減によって家賃が変わる可能性があります。
入居後 5 年経過し、2 年連続で月額所得が 313,000 円を超えると「高額所得者」となり、毎月の家賃は近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸並みの家賃）となります。
また、市営住宅の明け渡し請求の対象となります。

Q19 入居後に違う部屋もしくは違う住宅・団地に移ることはできますか？

A

原則、違う部屋もしくは違う住宅・団地に移ることは認められません。
ただし、特別な事由がある場合を除き許可する場合があります。